

米国の日本占領政策・断章

進藤榮一

一 民主化と非軍事化への道

二つの基軸

対日政策をめぐる論議は、カイロ会谈前から、新しい段階に入っていた。戦時下の対日占領政策形成のいわば第二段階である。

機軸面では、まず一九四三年十月に、極東部局間地域委員会が設置されることになった。十九に及ぶ国・地域委員会（CAC）のひとつである。次いで四四年一月、国務省の組織拡充で、戦時経済局や経済局など新たに五局が増設された。そして経済政策の立案に関与するエコノミストたちが増大し、同時に戦後世界政策の立案と遂行のために、省の統一見解をまとめる戦後計画委員会（PWC）が、政策委員会（PC）と共に新設された。

極東部局地域委員会は、ブレイクスリーを議長、ポートンを幹事とする特別調査部の極東班の流れを受け継ぐ、省内の地域専門家たちからなる中堅政策立案機関である。それに対して、戦後計画委員会は、地域専門家たちの上に立

つ。パスヴォルスキーを事務局長として、長官から局長まで含む、國務省の最高決定機関であった。

そうした國務省の機能改革のために、対日占領政策はこの時期、いったん極東部局間地域委員会で討議されて原案がまとめられてから、戦後計画委員会に提出されて、そこで再度検討されたあととじて承認されるという過程を経ることになった。

そのために対日政策は、従来の守旧派のグループや中道派のブレイクスリー、ポートンら日本通の描く微温的で対日宥和的な平和から、戦後計画委員会での変革派と守旧派の激しいやり取りをへて、戦前型日本システムの積極的な変革を求める日本改革論へと、基軸を移し始めたのである。

そしてその基軸が、民主化（デモクラティゼーション）と非軍事化（デミリタリゼーション）という「二つのD」に集約され、その「二つのD」が、四四年五月四日と九日の戦後計画委員会で、次の二つの基本政策文書として合意された。第一に「合衆国の対日戦後目標」（PWC一〇八b/CAC二一六b）、第二に「軍国主義の除去と民主過程の強化」（PWC一五二b/CAC一八五b）、である。

共にブレイクスリーらが作成した原案が、戦後計画委員会でハルやロング、アチソンらによって批判された上で大幅に修正され、変革派の主張した線に沿って書き直された末での成案である。

そのおよそ二週間前の四五年四月二二日、米軍は、西部ニューギニアの奇襲上陸に成功し、そしてその一ヶ月後の六月上旬の連合軍ノルマンディー上陸につづくかのように、六月一五日、米軍はサイパンに上陸した。以後日本軍は、太平洋戦線で敗退の一途を辿りつづける。彼我の巨大な差があらわになり始めた。そしてその差を、米国の戦後対日

占領政策がまた指し示していたのである。

ちなみに、それら国務省でつくられた二つの対日占領政策の基本文書は三訂版にまで及ぶ。そしてのちに見る天皇制に関する政策文書は、四訂版にまで及んでいた。

それは、ブレイクスリーら省内の日本通たちの政策が、戦後計画委員会で徹底的に批判されて、変革派によって繰り返し修正を受けていたことを、そして日本通外交官らの対日和政策が、ニューデール変革派の追撃の下で徐々に後背へと追いやられ始めたことを、指し示していた。

ここで「二つのD」の作成過程について、立ち入って見よう。というのも、その「二つのD」こそが、戦後日本の出発を画する海の向こうからやって来た「黒船」の実態をつくり、その黒船の外圧下で「この国のかたち」の鑄型がつくられようとしていたからである。

三つの段階

まず前者「合衆国の対日戦後目標」——いわゆるPWC一〇ハシリーズ——では、当初三月初旬に提出されたブレイクスリーの手になる原案が、事実上まったく新しいものに書き換えられた。そのことが、繰り返し強調されなくてはならない。

原案では、「国際社会で、完全に平等な一員として友好的な日本を復興すること」を早々と——十分な変革の見取図も示さずに——謳い上げていたのだが、その削除が求められた。

元々ブレイクスリー原案は、前年、四三年九月に領土小委員会に提出した文書（丁三五七）と実質的に同じものであった。そこでは、守旧派的な日本像の上に立って、対日平和の条件として、軍部の政治的特権の剝奪を掲げ、それに加えて、「民主主義国との知的交流の推進」や、日本における穩健派の強化を掲げるだけに止どまっていた。

換言するなら、英米などの民主主義国との文化交流や、近衛や賀川などの穩健派の強化を掲げ、一九三〇年代「マイナス」軍部の特権を、戦後日本の平和の条件とするに止どまっていたのである。

「この国のかたち」を変えるだけで、「かたちの内実」を変えることのない「平和の条件」だといってよい。政治的諸条件すら実質的に変えようとしな——いや政治的諸条件すら実質的に変えようとしな——「平和の条件」だといいかえてもよい。

しかし四四年春、戦後計画委員会にあって、そうしたいわばブレイクスリー派の「平和の条件」自体が書き換えられ始めた。「もうひとつの平和の条件」への道である。

まずブレイクスリーの冒頭の文章に代わって「合衆国と他の太平洋諸国の安全保障にとって日本が脅威となるのを阻止すること」つまり日本の「平和国家化」もしくは「無害化」が、戦後対日政策の基本目標として明記された。そしてその基本目標を実現するために、日本占領を三期に分けて、それぞれの時期に遂行される政策目的を、次のように規定した。

第一期。「厳格な占領施政」下で、自由主義的政体の建設と非武装化とを進める。

第二期。「慎重な監視」下に、戦後の「日本による侵略を防止し、軍事的監視を容易にするのに必要な国内的、国際的基礎を發展させる」。そのため次のような措置を勧める。すなわち、軍事査察や経済統制を行い、超国家主義的

傾向を除去し、新聞、ラジオ、映画、学校を通じて民主主義思想を普及させ自由主義的な文民政府の発展をはかる。第三期。それら「諸制約を徐々に緩和」したあと、日本を国際社会に復帰させるために通商上、経済上の諸措置を講ずる。

その上で、後者の政策文書「軍事主義の除去と民主主義過程の強化」——いわゆるPWC一五二シリーズでは、「もうひとつの平和」の内実に踏み込んで、戦後対日政策の具体的指針を明らかにした。
「二つのD」を実現するため四つの指針である。

四つの指針

四つの指針——それは日本の「完全な敗北」すなわち「無条件降伏」の下で、全日本軍隊の非武装化を進めながら、カイロ宣言に従って日本帝国を解体させ、次のような指針に沿って民主化過程を強化していく——軍国主義の除去と民主過程強化のための指針であった。

- (一) 悪法の廃止。原論、信教の自由を制限する諸法や、総力体制を支える産業、労働などの動員法を廃止する。
- (二) 超国家主義的な勢力の除去。大政翼賛会や黒竜会のような超国家主義団体を廃絶し、思想統制のための警察活動を中止を、軍隊を礼賛する映画や劇を禁止する。
- (三) 民主主義の発展に役立つ国内経済状態の創出。できるだけ早く日本が適切な条件下で貿易を再開し、国民を食べさせていける経済状態の実現に努める。
- (四) 自由主義的勢力の強化。連合会の目的に反しない限りで表現の自由を全面的に認め、自由主義教育への制限

を除去し、「政党、労働組合、信用組合、消費者協同組合のような民衆の諸組織を奨励し」、「地方議會を広く活用」し、日本の民衆が、自分たちの意志の表明によって政治形態を選択できるよう準備し、必要があれば選挙の監視などの方法をとる。

「二つのD」の具体的指針は、最後に、次のような基本的政治改革の課題を掲げて締めくくられている。第一に、議會の予算制定権の確立。第二に、軍に対する文民統制の確立。第三に、人權の保障。第四に、司法の独立。

いずれも、三〇年代「軍部の独走」の再発の阻止をはかりながら、日本における民主主義の民主化をはかることに基軸をおいた政治改革案である。それを基軸におきながら、日本における民主主義の強化を構想したものである。

これら二つの基本政策文書の策定と前後して、各分野に関してさらに、個別的な政策指針が議論され、一連の政策文書（PWCシリーズ）としてまとめられていた。

その個別政策は、占領軍の構成、天皇制、戦争犯罪人から、政党、信教の自由、メディア・情報の表現、教育制度、軍政下の司法、労働組合にまで及んでいる。

ここで先ず四つの指針のうち、第二と第四、特にメディアと情報、表現の自由について次の点を触れておかななくてはなるまい。

のち江藤淳らは、占領下日本にあつて、米占領軍が広汎な検閲を行い「言論の自由」を封殺したとして、戦後「民主主義」改革の自己撞着——と虚偽——を紛糾するに至るけれども、しかしそこで封殺されたのは、軍国主義や国家主義——ミリタリズムや戦闘的（ミリタント）なナショナリズム——の復活であり、つまるところ反民主化の恐れ

のある原論——江藤淳のいう「言語空間」——にはかならなかつたのである。

換言するならば、皮肉にもその「言語空間」への「検閲」それ自体が、民主主義の根のいまだ十分下ろしていない日本の民主化をはかり、助成するための、不可欠な手続であつたものだといわねばなるまい。

出発の鑄型

かくて「戦後日本の出発」の鑄型が、二様の形でつくられていたことが明らかにされる。

第一に、非軍事化もしくは非武装化の鑄型である。

全日本軍隊の降伏すなわち武装解除が、のちに見るように無条件降伏の方式下で進められることが規定された。それがたとえ一定期間であれ、戦後日本の非軍事化を進めることになげられた。その上で、将来日本が軍を持つことが想定された。そしてその軍が、軍国主義的で国家主義的な勢力の道具とならない装置が組み込まれた。同時に「文民統制」の原理が次のような形で規定されていたのである。

「戦後の日本は、陸海空三軍の保持を許されるべきでないとする現段階での広汎な合意にもかかわらず、もし将来ある種の軍事機構の保持が許容されるようになる場合、その許容は、高級位の陸海空軍将官を陸海空軍大臣に充てると規定している現行法規・法令の廃棄が絶対的条件として考慮されねばならない」(Foreign Relations of the United States, 1944, p. 1259)

のち憲法第九条での非武装化と、それが内包する限定的武装化もしくは軽武装化の、条件であつたといつてもよい。すなわち戦後新憲法の第九条第一項で、陸海空軍は保持しないと定められながら、その第二項で、少なくとも解釈

上の、自衛のための戦力の保持を容認した。そしてそれゆえにこそ、軍を保持したときに備えて、第六六条第二項で、「国務大臣は文民でなくてはならない」という、文民条項が加えられたのである。

そうした日本の非軍事化規定を含む、戦後憲法体制の鑄型が——次に触れる民主化規定と共に——憲法制定に先立つ二年前のこの時点で用意されていた、といいかえてもよい。

第二に、政治的民主化の鑄型である。

政治的民主化について、これまで保守的な日本通が、けつして採択することのなかった政策が打ち出されていた。すなわち、単に戦前の自由主義的な諸勢力の復活と協力を打ち出すだけでなく、より広く市民的諸勢力の育成と強化が打ち出された。すなわち「労働組合、信用組合、消費者協同組合のような民衆の諸団体」の組織化への奨励と強化である。

そしてそのために地方分権化の必要が強調された。

一方で地方分権化が、戦後日本に必要な、安定した「体制の維持に不利に働く」ことが懸念されながらも、他方で、その推進が、日本の非軍事化もしくは軽武装化に寄与し、何よりも民主化に不可欠な寄与をすることになるだろうと、次のように説かれていた。

「それ〔地方分権化〕は、日本の強力な軍事力を削減するのに役立つだろう。……われわれは、政治権力を広く日本国民の間に分散させる基礎作りをする方向に努力することが、われわれの目的を最も効果的に達成できると信じている。われわれがとりうる最も効果的な手段は、その方向に向けて県・市町村議会や地方自治体の他の機関を強化す

ることであり……立方府の權威と尊嚴を再び確立することにほかならない。とりわけ選挙を官僚や軍国主義的分子が国民を操作する場としてでなく、……選挙民に自らの権利や責任を意識させることが重要であると信じる」(PWC 153, May, 1944)

労組や信用組合や消費者運動のような「市民的諸活動こそ民主主義の活力」であり、「地方自治こそ民主主義の学術である」とする、アメリカン・デモクラシーの原理がここで謳われたといってもよい。

いずれも、これまで保守的な日本通が提示していた対日戦後政策に見られない、市民主義的視点といつてよい。

そして、それゆえにこそ、天皇制を残置すべきかどうか、天皇制に関する政策が、再び激しく論議されざるをえなかった。天皇制それ自体が、デモス(民衆)のクラチア(権力)としての民主主義の理念と、本来的に背馳し合うものだったからである。

二 象徴天皇制の軌跡

再び天皇制温存をめぐって

それは、数次にわたる改訂作業をへた上での難産であった。

極東部局間委員会で、最初にCAC九三予備「日本・政治問題・天皇制」文書として、原案がつくられ提出されたのが四四年三月三日、戦後計画委員会で最終的に承認されたのが、五月九日(PWC一一六b/CAC九三e)、成案に至るまで二ヶ月、十数回の討議をへた上での難産である。

しかもその間、守旧派日本通外交官たちは、天皇制温存をはかるべくバランタイン、グルーの各意見書、それに外交関係協議会に提出されたジュリアス・プラット（バッファロー大教授）の論文を、意見書として戦後計画委員会に提出するという、異例の論争を随伴していた。

グルーやバランタインらの天皇制温存論を批判し、ロングやアチソンら天皇制廃止派の主張は、次の四点に絞られていた。

第一に、天皇制が日本の侵略行為に不可欠の役割を果たしていたこと。第二に、天皇制が結果的に、日本民主化に向けた根本的で長期的な基本目的を損なう恐れがあること。第三に、占領への日本人の協力を手にする目的には、日本人協力たちの利益に資するためのものになる恐れがあること。そして最後に、中国と米国民の反天皇制的世論が考慮されなくてはならないこと。

ちなみに、中国の反天皇制世論についていえば、前年の四三年十月、立法院長孫科が「ミカドは去るべし」という論文を発表し、蒋介石総統もまた、天皇制廃止論に与していると伝えられていた。

そして米国民の反天皇制的世論は、「戦後、日本国天皇をどうすべきと思うか」という問いに対する四五年六月下旬のギャラップ調査の次のような結果にあらわれていた。すなわち、「処刑する」三六%、「処罰または国外追放」二四%、「裁判に付し、有罪なら処罰」一〇%、「戦争犯罪人として処遇」七%、「不問に付す」四%、その他一九%。

三つの選択肢

極東部局間地域委員会は、内部の異論を調整した上で、四四年三月二一日、CAC九三予備として、三つの選択肢

を提示していた。

(一) 全面的停止案。天皇と皇族を、たとえば葉山の御用邸のようなところで保養監禁下におき、天皇の全政治権能を停止させ、占領軍最高司令官が全権を掌握する。(二) 全面的継続案。天皇を保護監禁下におくけれども、占領軍は、天皇を通じて日本政府の全機能を遂行する。(三) 部分的停止案。統治上の一部機能を天皇を通じて(または天皇の名において)行う。但し、その一部機能とは「行政上の職務を補助要員としての臣下に委任するような事項に限られる」

この調整案は、再度戦後計画委員会にかけられ、そこで論議が繰り返された。そして結局、五月四日、三案併記の上で、さらに次のような方向性を打ち出し、それを当面の結論として五月九日(PWC 116 d/CAC 93 e)にまとめられていたのである。

——天皇制は残し、それを占領統治を進める上で可能なかぎり利用する。しかし、天皇を通じて統治上の一部権能を行使する(その意味でいわゆる「間接統治」への途が残される)けれども、占領当局に利するところが少ないことが明らかなきは、天皇の権能を停止させる。(そしてその場合でもまた「日本人行政官を通じての」間接統治への途が残される)。

——そして「日本国民のあいだに天皇制廃止を求める相当規模の運動が広がるなら、占領軍当局はその運動に」反対すべきではなく、また「政治的道具として天皇を利用するのをやめるべきである」、加えて占領軍当局は、天皇の人格化を支持する「いかなる行動も慎むべきであり」、「治安を妨害する恐れのある煽動的言動を除いて、政治以外の諸問題だけでなく、「天皇制存否にかかわる」政治問題についても無条件に議論の自由を認めるべきである」(Foreign

Relations of the United States, 1944, p.1254)

かくて、天皇制を、明治憲法体制と共にあくまで温存しようとしたグループら守旧派の主張は退けられた。そして占領活動の遂行に利益のあるかぎり、それを温存させるけれども、むしろ、その温存の可否を日本国民の将来の自由な論議にゆだねる、とするニューデール変革派寄りの政策が、現実的な妥協案として採決されていたのである。

天皇制への道が、三重の条件付きで、この時点ですでに用意され始めたのだといいかえてもよい。

第一に、天皇が「象徴化」されるかぎりで、第二に、占領行政を遂行する上で利益になるかぎりで、そして第三に、日本国民のあいだに天皇制廃止の世論が広がらないかぎりで——その温存を容認するという三重の条件付きである。

間接占領への途

しかも、その条件付き天皇制への途と共に、間接占領への途もまた、知日派ソフトピース論者たちの主張するところと違って、ポツダム宣言直後ではなく、四年五月の時点で、それも「知日派—マッククロイによつてではなく、PWCのニューデール・リベラル派の主導によつて用意されていた。

米国の日本占領研究の第一人者ロバート・ウォード（スタンフォード大教授）は、日本側（坂本義和代表）との濃厚な共同研究の中で、そのことを鋭く指摘している。

実際、四年五月九日——PWC一二c文書「日本・政府権限の停止の中で、次のように間接占領への途が「明確に用意されていた」のである（ウォード）。

すなわち、大日本帝国憲法下で、「枢密院や内閣、議会、参謀本部、軍司令部、最高軍顧問会」のような、「近代日

本の統治の中核そのものをなす政策形成機関は軍政府によって完全に廃絶される」けれども、既存の官僚機構の大部分は、市町村単位の末端に至るまでそれを温存し利用する。それは、軍政府による「行政上の統治機構を可能な限り、早急かつ効果的に実行するため」であり、その実行に不可欠な「日本行政官の協力を得るため」にはかならない。そして、それら既存官僚機構として、「内務省、大蔵省、司法省、運輸省、農商務省、文部省、厚生省」が、市町村レベルと県レベルの地方自治体「政府」と共に特記されていた。

軍政府による占領のコストの水位を下げる——つまり占領に伴う抵抗を少なくし、行政効率の水位を逆に上げる——ために、間接占領への途が用意されなくてはならないとするすぐれて現実主義的な論理である。そしてその途が「天皇制温存」に関する政策と、「二つのD」の現実化に必要な方策として、また打ち出されていたのである。

知日派ピース論者たちの主張するように、「日本の内情の深い理解のため」とか「日本を愛するために」とかといった、情緒的な理由でなかったことは、あえて繰り返すまでもあるまい。

象徴としての天皇

ところで、これら天皇制をめぐる論争を通じて私たちは、象徴天皇制の起源を、この時期にあらわれたグループやコヴィル、プラットやヘレン・ミアーズの天皇制論の中に、見い出そうとするものがあるかもしれない。

実際、早くも四三年五月にコヴィルは、領土小委員会に提出した覚書（T三一五）の中で、天皇制を「民族の象徴であり、善なるものの象徴である」と位置づけて、戦後改革の手段としてまた天皇制を温存すべきことを勧めていた。あるいはグルーらが戦後計画委員会に提出したプラット教授の意見書（PWC一四七）は、『イエール・レビュー』

誌（一九四三年十二月号）上のヘレン・ミアーズ論文に依拠していたのだが、ミアーズはその論文の中でこう述べていた。

「天皇は、実際上の指導者でなく象徴的指導者である。国民統合と日本の伝統文化の連続性を象徴する。……天皇は、近代日本という複雑な構造物を結合してきたセメントなのである。……彼は、日本の文化を他国の文化とは異なるものにしてゐる特別の要因を象徴している。彼は、国民の実際の祖先と彼らの国の神話上の祖先とをつなぐ心情的絆である……」

そのミアーズの論法を借りながら教授は、「日本に関する英国の著名な権威者ジョージ・サンソム卿もまた、今次戦争に天皇が責任あるとする考えをもつていないと明言している」として「象徴としての天皇を悪用するのではなく善用すべき」ことを勧めていたのである。

そうした形で象徴天皇論の軌跡を辿ることによって私たちは、そこに戦後日本の「象徴天皇制」の起源を見出し、その時点でその原型がつけられていたとも主張できるかもしれない。

しかし、もし私たちが、天皇と天皇制をめぐる当時の論争の中に、彼らの主張を置きかえて読み解くなら、その「象徴天皇制」起源論にひそむ陥穽に、改めて気づかざるをえない。

それは、グルーやプラットらいわゆる日本専門家たちが、象徴天皇なるものを、明治憲法体制すなわち立憲君主体制の連続線上に、位置づけていたことに集約されるだろう。

二つの象徴天皇制

實際彼らは、天皇制を戦後日本の安定にとって不可欠なものにとらえた。そして「明治憲法体制 マイナス 軍部」の日本を支える、政治的安定の要にすえようとしていたのである。

いやたとえ天皇制を、明治憲法下の「神権主義的な君主制」ではなく、英国流の「象徴君主制」として再定義し、天皇のシンボル化を進めていたにしても、彼らにとってそれは、けっして民主主義体制への転換を意味したものではなかった。あくまでも彼らは、立憲君主主義体制の枠内でそれを、位置づけつつけていたのが、強調されなくてはなるまい。

実際それゆえにグルーは、戦前日本にあって「貴族院は衆議院よりも、最終段階ではリベラルであった」と規定できた。そしてそれに唱和するようにプラットもまた「枢密院や貴族院を存続させ、それを民衆的基盤におく」べきであるとする戦後日本改革論を打ち出すことができたのである。

西欧型民主主義国家ではなく、日本独自の立憲君主制国家の頂点にあってなおその政治体制の象徴的存在として君臨しつづけるとする、天皇「シンボル」論である。守旧派の象徴天皇制論といいかえてもよい。

そしてその基本的な点で、グルーらの象徴天皇制論は、戦後憲法体制の中に意図され具現された象徴天皇制と、本質を異にしていたのである。

もう一つの象徴天皇制

確かに戦後憲法体制にあってはまた、同じように天皇制が温存され、同じように天皇のシンボル化が勧められた。だがにもかかわらずその天皇制は、けっして君主主義体制下での「象徴天皇制」と等値できるものではなかった。

だからそこでは、天皇制温存論者たちの主張と違って、明治憲法体制下でも天皇が「国民統合の象徴」だったのだから、戦後もまた占領行政を進めるために、天皇制を温存してそれを利用すべきだということは、けっしてならなかった。いや、論理は逆であると、たとえばリベラル派外交官アルジャー・ヒスは、領土小委員会でのグルーラの論議を批判した。そしてのちに見るアチエンソンによる「日本派」批判論に賛意を示しながら、上司のホーンベックに次のように説いていた。

「天皇が『国民統合の象徴』であるという事実そのものからいって、現在の天皇観の妥当性に、われわれが可能なかぎり多くの疑問を投げつけることがむしろ望ましいように思われる。……今日効果的に機能している日本国民の結束を逆に弱めることができるし、それによってわれわれは、われわれの軍事的行動を、非軍事的手段によって、いっそう容易に推し進めることができるからである」

したがってそこでは、たとえ天皇制が温存されたにしても、その天皇の政治的権限は、明治憲法で想定されたいた戦前流の「象徴的権限」を含めてそのいっさいが剝奪されなければならなかった。そしてその権限は、降伏後の日本国家構造の大幅な改革の中で位置づけ直されて、限りなく儀式的なものへと縮小されなければならなかった。戦後憲法体制下での「象徴天皇制」である。

日本民主化構想の中で天皇を象徴に変えて象徴天皇制をつくりながら、その象徴天皇制がまた民主化を推し進めていく構図である。変革派による、もうひとつの天皇「シンボル」論と違ってよいだろう。

二つの象徴天皇制——つまるところそれは、君主政体か民主政体かのいずれを選択するかの違いであったともいえ

る。同じ「象徴としての天皇」を構想しながら、異質な象徴天皇制といわねばなるまい。それが、戦後日本の出発をつくり始めていたのである。

いつたとき、戦後日本国憲法の中に組み込まれた象徴天皇制が、グルーら知日派の構想と賢慮の中に起源を持つとする「象徴天皇制」知日派起源論——つまりは知日派賢慮論——に、私たちはどれだけの歴史的価値をおくことができるのだろうか。あるいは、知日派のおかげで天皇制が温存され、日本にとって「寛大な」ソフト・ピースが実現されたのだとする知日派賢慮論に、どれだけの価値を与えることができるのだろうか。

いや、再びそこで問い直されなくてはならなかったのは、次のような問いであつたらう。いつたときそれは、だれにとって「寛大」であつて、市民社会をつくり上げようとするものたちにとって実に「苛酷」な、平和であつたといえるはずだ。

日本人論の日本の柱

ここで私たちは、彼らのいわゆる象徴天皇制論が、彼ら特有の「日本と日本人」論に支えられ、その日本人論が、いわば日本の柱から成つていたことを、記憶の内に止めておいてよい。

この時期、天皇制論議が、狭い地域専門家たちの議論から、もつと広い戦後計画委員会の非専門家たちの議論の場に移された。そしてそれに伴つて、日本通なるものの固有の思想様式——とその陥穽——が、その論議の場で浮き彫りにされ始めていたのである。

第一。日本人は多かれ少なかれ、いまだ自らを統治するに十分な力を手にせず、統治への基本能力を欠いていると

いう、日本人の統治能力の潜在性に対する低い評価である。知日派あるいは「親日派」たちの日本人論にひそむ「普通の日本人への蔑視」論だといいかえてもよい。

その日本論を、サンソム卿は、「天皇制政策に苦慮して教えを乞う、ブレイクスリーとかつての弟子ポートンに、少なくとも四三年の時点でこう説いていた。

「卿は、天皇を退位させるのはきわめて望ましくないと考えている。……かりに日本が強制されて人権宣言を採択したところで、普通一般の日本人は、個人の自由の真の意義についてほとんど自覚していないので、あまり意味がないだろう」（7/28/1943, Notter, File）。

だからこそ、天皇制は維持されなくてはならないのだと、コヴィルはそれを、次のように表現し直していた。「天皇制廃止の結果として生ずる不利のひとつは、天皇抜きに統治に進んで参加できる有能な日本人を見出すことがむづかしいことである」

第二。日本人と日本文化は、欧米のそれと、まったく本質を異にし、その特殊な文化と民族によって日本という国が成り立っている。日本の文化と民族と国とに内在する特殊性への、過度なまでの強調である。親日派たちの日本人論にひそむ「日本特殊」論といいかえてもよい。

実際彼らは、日本と日本人の特殊性を強調し、その文脈の中で「日本の現在」を理解しなくてはならないと説いた。文化相対主義論にそれは通底する。すなわち、それぞれの文化はそれぞれに異質で固有のものであって、その異質な固有さと特殊性を理解し、文化の相対性を是認し合うことから、異文化理解への道が開かれるのだとする相対主義論

である。

だから彼らは、「日本の現在」と「現在の仕組み」を変えることに同意しなかった。いやむしろその異質な文化の中にこそ価値があるのであって、それゆえにその文化がつくる「現在の仕組み」を利用して、それをよりよい方向へ善導していくこそが望ましいと示唆した。そしてその「現在の仕組み」の中軸に、天皇制が位置づけられていたのである。

その日本特殊論を、ミアーズは、自らの豊富な日本民俗研究を基礎に、たとえば次のように展開していた。

日本にあつて「個人は、その下位者に対して慈父であると同時に、上位者に対しては従順な子供となりうるがゆえに、すべての者は、精緻に組み立てられた社会の国家機構の齒車となる。……もちろんこれ「国体論」は、「理論」である。……にもかかわらず、以上のような思想——慣習と法に支えられた——が、日本国民の大多数にとつて毎日のきまりきつた生活を支配している現実を認識しないかぎり、日本を理解することは不可能である」。だから、天皇制を廃止するといったような「日本における欧米化は、それに代わるべきものを何も与えることなく、ただ「社会」安定を打ち壊すことになるだけである。……またたとえ半欧米化をはかろうとしてもそれは、日本国民に肉体的にも心理的にも不快感を与えることになるだけだろう。……日本国民は、どのようなことが起ころうとも、おそらく天皇の統率下に、伝統的な忍耐をもつて「敗戦後の試練を」受け止めていくだろう」(Yale Review, Dec. 1943)

過去への眼差しから転ずる

確かに、サンソム卿にしる、日本民俗学徒ミアーズや、日本通外交官グループやコヴィルにしる、彼らの日本論もし

くは日本人論は、今日でもなお、聞くべき多くのものを持つているだろう。そして私たちがそれに、相応の価値を求めることによぶさかであつてはなるまい。

だがにもかかわらず、戦後日本の出発に当たつて私たちが、日本人と日本文化の特殊性を強調し、特殊日本的に特質がつくる仕組みを「変わりにくい」ものとして、その仕組みをむしろ利用すべきだと勧めることは、結局私たち特殊さと、特殊性をつくる過去との、囚われ人になることを意味するのではなからうか。

疑いもなくそれは、過去に向けられた眼差しである。確かなことは、私たちがその眼差しから抜けることなしに、戦後日本の新しい出発はありえなかつたことだろう。

特殊に取り込まれるのではなく、特殊を突き抜けて普遍に至ることこそが、戦後日本の新しい出発にとって不可欠なものではなかつたらうか。

過去と特殊さに囚われるのではなく、過去を打ち破つて未来を構想し、特殊に通底する普遍に至ることこそが、戦後日本——と天皇制——を見るときに求められていたといつてもよい。そのいわば「もうひとつの日本人論」を、國務省極東部員ジョージ・アチェソンは、四二年一二月、日本通の日本特殊論を批判しながら、次のように展開していった。

もうひとつの日本人論

「日本専門家たちに共通する……一般的傾向は」、日本及び日本人の特殊性を強調しすぎることである。しかもそれは「実に不思議なことに、日本人が日本人自身を見る考え方の傾向をもあらわしている。……そもそも「われわれ

は誇り高く感受性豊かな国民である」という日本人の明言は、日本人と同じように「誇り高く感受性豊かな国民」であるかもしれない相手方のことを考慮に入れていない言葉である。すべての国家は、すべての国民や、すべての部族になんらかの点でみな独特なのである」

そしてその日本人特殊論批判を、天皇制温存論批判へとつなげていた。

「およそ日本人が心理的に未成熟だ……という点を除けば、日本人に固有の特性として十分説明できるものが、いったい彼らの民族的起源のうちにどれだけあるか疑わしい」。いやその「彼らの心理的な成熟度すら変化しうるものなのである。……しかもその変化は、しかるべき経験を加えることによって速められることになるかもしれない、と考えるほうが、はるかに理に適っているだろう。……今日の日本国民のイデオロギーは、彼らの性格の中にある独特で不易なものをあらわしているから、おそらく永久に変わらないだろう、という見方には確かな根拠がない。……天皇神話に対する侵食作用が早く始まれば始まるほど、神話はそれだけいつそう早く消滅するだろう……」(Hornbeck Papers, Box 237)

それから二年九ヵ月後——四五年九月にアチェソンは、総司令部政治顧問——公使資格だが事実上戦後最初の駐日大使——として日本の土を踏み、ニューディーラーたちと共に、戦後改革の道を拓いていった。

そしてその戦後改革の中に、単に政治改革条項ばかりでなく、経済的民主化条項もまた、組み込まれていくことになるのである。ただ、そのためには、戦後対日政策は、いまひとつの変容と展開を見なくてはならなかった。